

(8) 職員の意識改革

職員が働きやすく、意欲をもって職務に取り組める職場風土の構築するため、次の事業を推進します。

| 番号 | 取組項目          | 見直しの方向・期待される効果   | 推進年度   |        |        |        |        | 備考 |
|----|---------------|--|--------|--------|--------|--------|--------|----|
|    |               |  | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |    |
| 1  | スタッフミーティングの開催 | 各課ごとに三役との意見交換会を適宜開催し、各課の抱える課題、施策の方向性を話し合い、その結果を施策に反映させるとともに、特別職と一般職員の意思の疎通を滑らかにし、気軽に相談、報告、提案ができる職場風土を構築する。 | 実施     |        |        |        |        |    |
| 2  | 庁内会議の改革       | 庁内会議を各種問題や重要施策について課の枠をこえて協議、議論する場として積極的に活用していく。  | 検討     | 実施     |        |        |        |    |
| 3  | 職員倫理規程の制定     | 職員の公務員としての意識の高揚を促すため、その指針としての倫理規程を制定します。   | 実施     |        |        |        |        |    |

(9) 給与、手当の適正化

職員の給与、手当については、厳しい財政事情を考慮し、人事院勧告、国の基準に沿った支給体制を確立します。

| 番号 | 取組項目          | 見直しの方向・期待される効果                              | 推進年度   |        |        |        |        | 備考 |
|----|---------------|---|--------|--------|--------|--------|--------|----|
|    |               |   | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |    |
| 1  | 不適正な給与格付けの見直し | 不適正と指摘されている現在の給与体系を職責に応じた給与体系に見直し、経費を縮減します。 | 検討     | 実施     |        |        |        |    |
| 2  | 退職時特別昇給の廃止    | 職員の退職時に支給されている2号給の特別職給を廃止し、歳出削減を図ります。       | 実施     |        |        |        |        |    |
| 3  | 幼稚園教諭調整給与の廃止  | 幼稚園教諭のみに支給されている4%の調整給を廃止し、経費削減に努            | 実施     |        |        |        |        |    |

|    |             |   |    |    |    |  |  |  |
|----|-------------|---|----|----|----|--|--|--|
|    |             | めます。  |    |    |    |  |  |  |
| 4  | 給料表の一元化     | 幼稚園教諭に適用されている教育職給料表を廃止し、一般行政職給料表に統一し、給与の不平等を一新するとともに、人事交流による職員の資質向上に努めます。 | 実施 |    |    |  |  |  |
| 5  | 昇給停止年齢の引き下げ | 現在の 58 歳昇給停止を廃止し、国に準じて 55 歳昇給抑制措置を行う。                                     | 検討 | 検討 |    |  |  |  |
| 6  | 管理職手当の見直し   | 給与の 10% の支給を給与 8% 支給に改め、経費の縮減を図ります。                                       | 実施 |    |    |  |  |  |
| 7  | 旅費の見直し      | 村外への出張に際し支給されている日当を宿泊を伴う出張のみに支給することとし、日帰り出張には支給しないこととします。                 | 実施 |    |    |  |  |  |
| 8  | 特殊勤務手当の見直し  | 税務担当職員に支給されている税務手当を給与の 5% の定率から定額 3,000 円に改め、経費縮減を図ります。                   | 実施 |    |    |  |  |  |
| 9  | 通勤手当の見直し    | 国の基準に沿った見直しを行い、経費の縮減を図ります。  | 検討 | 検討 | 実施 |  |  |  |
| 10 | 住居手当の見直し    | 持家に係る手当（月額 2,500 円）を国に準じて 5 カ年間の期間限定の支給に改め、経費を縮減します。                      | 検討 | 検討 | 実施 |  |  |  |